

4 イタリアにおける地方財政制度の現状について

愛知大学経済学部助教授
國崎 稔

第1章 はじめに

イタリアの政府間財政関係は、1948年憲法から2001年の憲法改正および2005年の地方財政特別委員会報告に至るまでの50年以上にわたる歴史のなかで変遷を経ている。まず1948年憲法は集権的国家を規定している。その後1972年の州政府の設立、90年代初期の財政危機以後、徐々に地方分権が進んできた。

そして、2001年の憲法改正において、地方分権の規定が設定され、中央・地方の役割と権限についての抜本的な改革が提示された。そして、現在その移行期として、制度設計のための種々の議論が行われている時期を迎えている。本稿は、地方分権過程にあるイタリアの地方財政を紹介し、その特徴を明らかにしたい。

そのために以下の順序でイタリアの地方財政制度の特徴を示すことにする。まず、第2章は、地方財政を取り巻く環境の変化について見ることにする。第3章では、地方財政の数量的特徴をみるために、その時系列的推移を観察し、国・地方の財政関係の変化を明らかにする。第4章では現在の州・県・コムーネにおける各財政構造を紹介する。そして、第5章では、イタリアにおける現在の地方分権に関する議論を紹介し、その課題を示す。

本稿作成にあたり、カタール大学 Ididoro Mazza 教授と Romilda Rizzo 教授の協力を賜った。ここに記して感謝します。

第2章 地方財政の背景

イタリアは、州(Regione)・県(Provincia)・コムーネ(Comune)の3段階からなる地方政府構造を持つ。ただし、各地方政府間関係は上位から下位といった系列ではなく、各レベルでの役割が明文化されている。そして、各地方レベルは直接中央政府との財政関係を持っている。

1990年代までの地方の財政的自立性は非常に低く、地方税制は中央政府によって規定されていた。支出の構成や範囲も中央政府によって決定されていた。この地方歳出項目に関する国の関与は、使途が限定された条件付補助金に依存していた財政構造をもたらした。

そのような地方システムは、中央集権的意思決定のなかに組み込まれたものであった。さらに、地方政府は特定補助金にしたがって支出するために、効率性の追求や説明責任が曖昧であったといわれている。また、各地方政府間で支出項目や役割が重複することがしばしば発生し、それによる非効率を修正することが困難であった。

1992年の財政危機以後、地方財政システムの改革が進められることになった。まず、それまで脆弱であった地方の自主財源の拡充と補助金に過度に依存した財政構造からの脱却が図られた。これによって、中央政府の地方支出への関与の低下と地方政府の財政責任の強化が目的であった。このような改革によって、地方政府の新たな税項目の創設とともに、多数あった複雑な地方税と条件付補助金が廃止されることになった。

このような地方財政改革によって、地方の財政責任が強く求められるために、コムーネおよび州の公職選挙法が改正された¹。州知事とコムーネ長の財政説明責任が課せられるようになった。さらに、バッサニーニ法によって、中央政府の地方への関与は低下し、地方への権限移譲が進められた。

2000年代になり、この地方分権化は新たな段階に入ってしまった。2001年には、これまでの分権化の流れをうけて、地方分権を規定するための憲法改正がなされた。そしてこの憲法改正により、州政府の権限の強化、自主財源の明確化、補助金改革が改正後の課題となっている。したがって現在のイタリアの地方財政は、分権化の移行過程期にあるといえる。次章では、このような移行期の地方財政の構造を90年代から現在までの変化を概観する。

¹ コムーネの改正は1993年、州の改正は1994年であった。

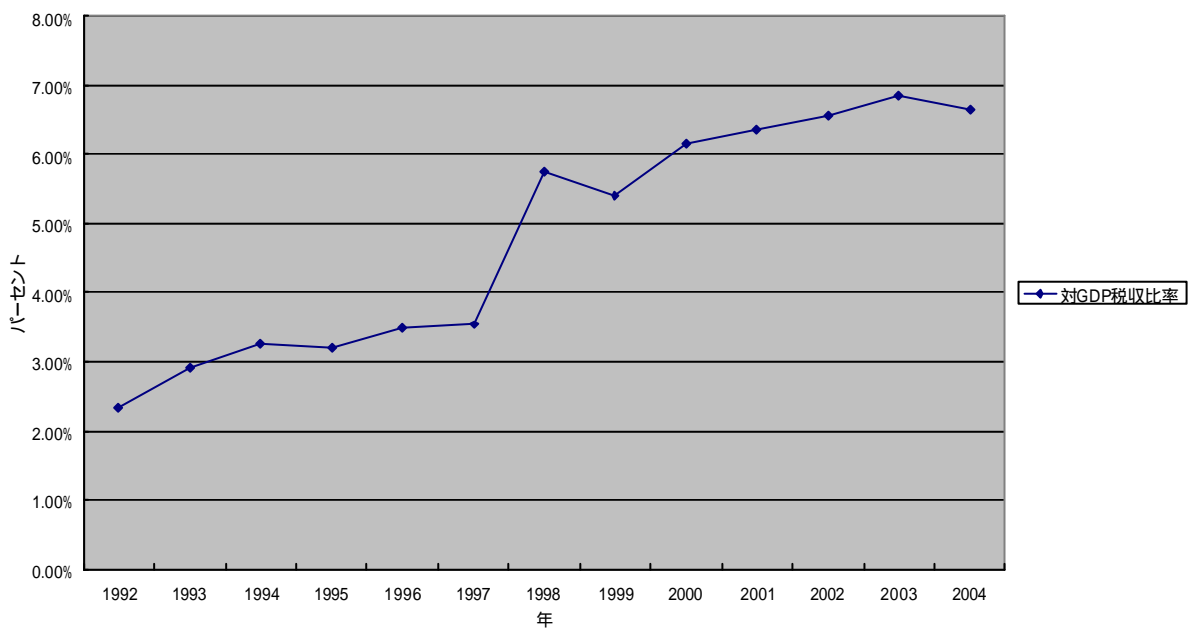
第3章 地方財政の推移

ここでは、イタリアの地方財政について、数量的側面からその特徴を観察する。前章で述べたように、イタリアの地方財政の役割は限定的であったものが、その後の諸改革により、徐々にその財政的重要性が高まってきた。その変遷を、90年代以降の財政構造の変化から見ていくことにする²。

まず、地方税収の変化を示したものが図1である。これは、1992年からの地方税収の対GDP比率を示したものである。1992年では2.33%であった。その後の自主財源の拡充により、1998年には5.75%、そして2003年には6.85%にまで上昇した。この変化は、1993年のコムーネ固定資産税の導入、1997年の生産活動税（IRAP）、そして個人所得税の共同税化といった90年代の地方税改革の結果である。

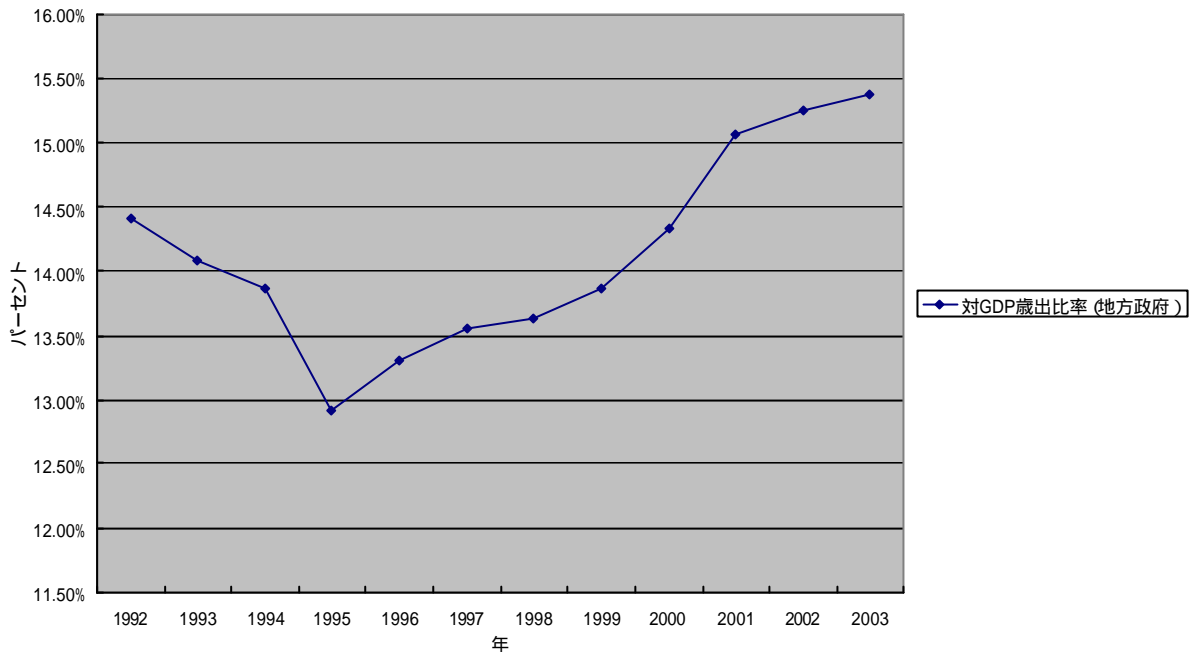
このような地方税収の増加は、国・地方の税収配分にも変化をもたらした。全税収に占める地方税収の割合は1992年では8.34%であった。その後、1998年には19.02%、2003年には23.10%にまで上昇した。このことは、90年代初頭と2000年代にはいつてからでは、国・地方の相対関係が劇的に変化したことが想像できる。

図1 地方税収の推移 対GDP税収比率(地方政府)



² 本章の数値は、OECD(2005)、*General Government Accounts*、から作成したものである。詳細は付表に示している。

図2 対GDP歳出比率(地方政府)



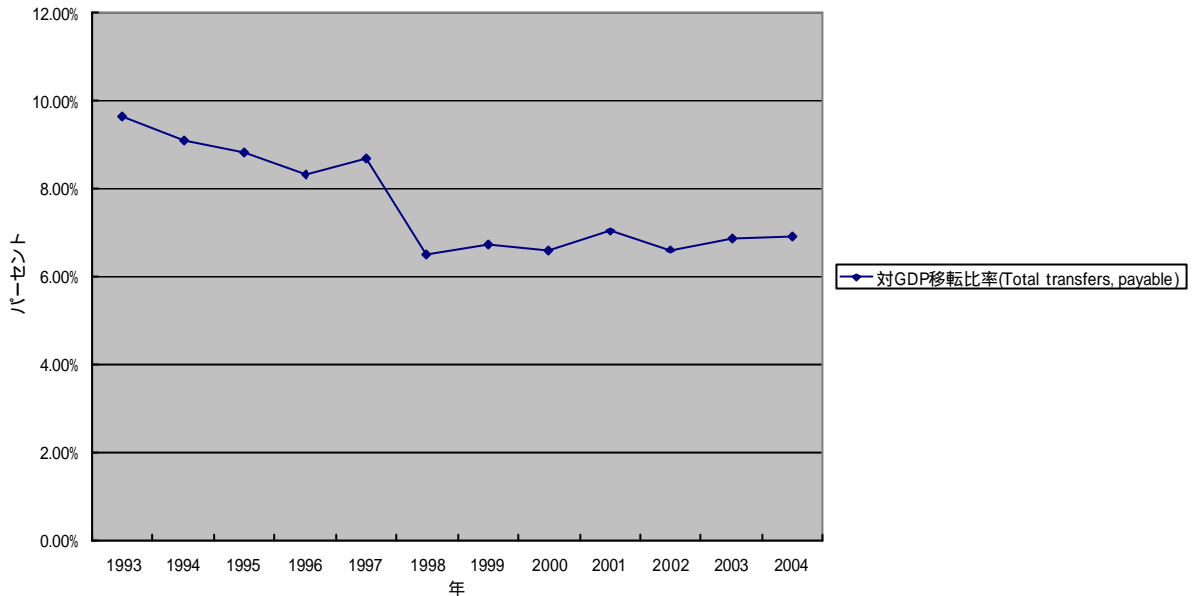
つぎに地方歳出の変化を見ることにする。そのために、地方歳出の対 GDP 比率を示したものが図2である。

これを見ると、1993年では14.09%、1998年では13.63%、そして2003年は15.38%であった。それは、先に見た地方税収の変化に比べて、その変動は小さいものであった。そのことは、国・地方の歳出合計に対する地方歳出の変化からも同様のことが言える。1993年での地方歳出の割合は32.67%であったが、2003年では36.17%と増加しているがその変化は小さいものであった。

この変化は2つの側面から説明できる。まず、1992年の財政危機により国の歳出削減が進んだことが挙げられる。このことは地方政府の相対的位置を押し上げる効果があった。他方、同時期からの補助金削減により、地方の歳出割合を減少させる効果もあり、さらに地方の自主財源の拡充とあいまって、歳出の変化は小さいものであった。

さて、国から地方への移転の変化を示したものが、図3である。これは、国から地方への移転の対 GDP 比率を示している。これによると、1993年では9.65%であったものが、1998年には6.49%、2003年は6.88%になり、1998年以降減少している。これは、90年代の地方財源の拡充にともなう中央支出の削減であると考えられる。また、この移転の削減は、それまで補助金依存型であった地方財政がより自立的構造になったためである。そして、自主財源拡充と補助金削減の両効果によって、地方歳出全体の変化を相殺することとなっていた。

図3 移転の推移 対GDP移転比率



最後に、イタリアの地方財政について分権指標を使ってみたい。ここで分権指標として、地方税収対一般政府税収と、地方歳出対一般政府歳出を用いる。これら2つの指標は、地方財政の自立性と相対的地位を数量的に示してくれる。そしてこれらの指標の組み合わせによって、4つのパターンが考えられる。

地方税収と地方歳出のシェアがともに低い。

地方税収シェアは低く、地方歳出シェアは高い。

地方税収シェアは高く、地方歳出シェアは低い。

地方税収と地方歳出のシェアがともに高い。

は、公共部門における地方の役割は小さく、かつその財源が国からの移転にかなり依存している場合である。したがって、これは中央集権的財政を示している。

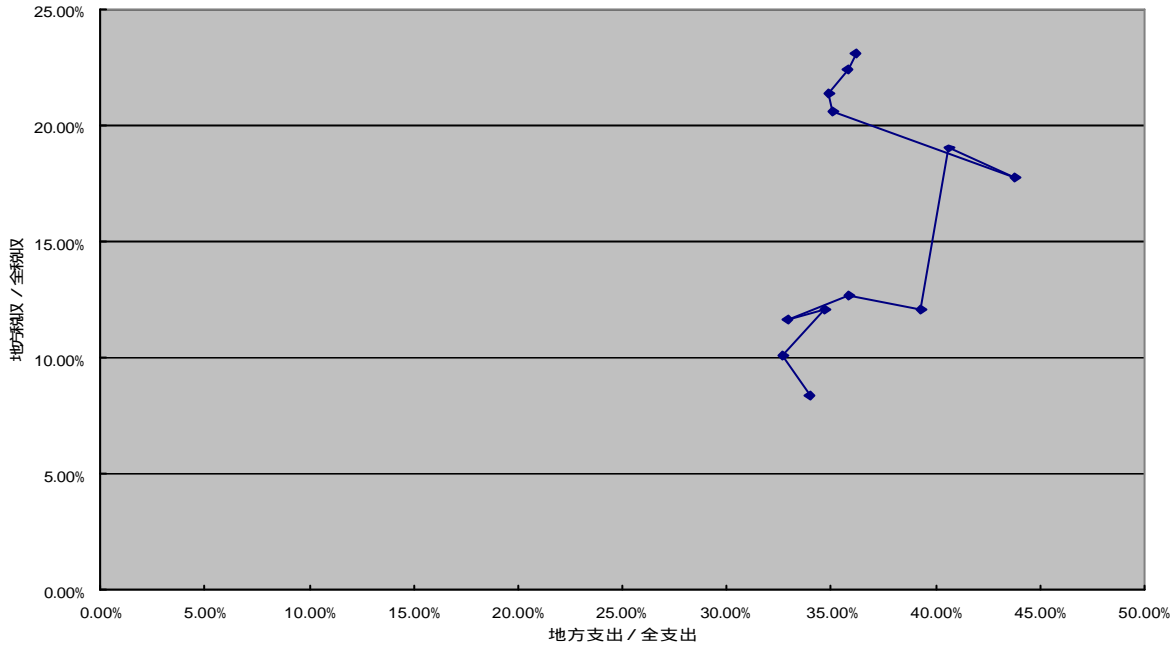
は、地方政府の活動範囲は大きい、その財源は国の移転に依存している場合であり、この場合、地方は国の代理人的役割であり、歳入と歳出の両面においてその自立度が低い。

は、地方の活動は限定的であるが、財源の自立性は高い。そのような場合には、地方間の財源調整手段は限定的にしか利用されなく、その規模は大きくないはずである。この場合は、相対的に地方政府の規模は小さいが、財源の自立性が高いという地方分権の類型を示している。

は、地方政府の権限は大きく、その財源のほとんどは地域内で調達される。したがって、この場合は地方分権がかなり進展している状態を表している。

この分権指標の特性を利用して、イタリアの1992年から2004年までの地方分権度を示したものが図4である。

図4 地方政府の相対的地位



この図から、歳出に占める地方の割合は時系列的には変動したが、90年代後半を除けば、歳出における国と地方の配分は安定的であったといえる。他方、地方税収の割合は、90年代から上昇傾向である。このことは、先に見たような地方への税源移譲と新たな地方税による自主財源の拡充のためであると考えられる。

そして、イタリアにおける地方財政の地位は、90年代初頭は先に示したの特徴をもっていた。その後、税源移譲に伴う自主財源の増加により、地方税収のシェアが上昇したことが見られる。このことは、前章で示したような諸改革の結果として、地方の財政的自立性が高まってきたことを意味する。

以上のように、90年代から現在に至る地方の税収と歳出の動向を観察してきた。ここでは以下のことが観察できた。まず、90年代以降、地方の自主財源が拡充されてきた。しかし、その自主財源が増加しても地方歳出規模自体に大きな変化をもたらさなかった。その原因として、自主財源の増加と代替的に国からの移転が減少したためである。さらに、徐々にではあるが地方歳出の重要性が高まっていることがみられる。これは、地方歳出配分に関する国の関与が低下したとともに、地方の財政需要が増加したためと考えられる。

次章では、この地方財政構成を州と県・コムーネの財政制度から見ることにする。それによって90年代以降の変革がどのように地方財政に影響したかを示すことができる。

第4章 地方財政の構成

イタリアは、すでに述べたように、州・県・コムーネの3段階の地方システムを有している。そして各地方レベルでは異なる機能を持ち、各レベルで個別の財源を持っている。

さらに、90年代からの地方分権化によって、地方の財政構造は大きく変化してきた。そこで本章では、このような構造変化を踏まえながらイタリアの地方財政制度を紹介することにする。

第1節 州の財政制度

イタリアでは、1972年に行政機関として州政府を創設した。それまでは、歴史的・地理的背景から地方区分がなされてきたが、行政的権限を有していなかった。州政府が生まれた当初は、その財政的地位は大きくなかったが、その後その権限は拡大してきた。

イタリアにおける州は、15地域の標準州と5地域の特別州から構成されている。まず、1948年憲法では、州の行政機能として、医療、交通、社会福祉、農業、環境、観光、公的住宅、および職業訓練に関する機能が割り当てられた。しかし、1948年憲法段階では、州の財源に関する明確な規定がなかったために、これら機能を果たすための支出はおもに国からの条件付補助金によって調達されていた。その後1972年の改革および90年代の州自主財源の拡充によって、州財政の状況は大きく変化した。

州の主要税収項目は以下のとおりである。

表1 州の租税項目

生産活動税	所得型付加価値への課税	税率	4.25%～5.25%
個人所得税	国税の個人所得税との共同税	税率	0.9%～1.4%
付加価値税の一部	付加価値税の25.7%が標準州へ配分		
その他歳入	自動車登録料、大学授業料、ガソリン税の一部		

これら税項目のうち、生産活動税は1997年に導入されたものであり、これにより州財政の自立性が格段に増加した。さらに個人所得税の共同税化は1998年に開始された。この共同税化によって、それまでの国からの条件付移転が廃止され、その代替財源として導入された。そして、付加価値税およびガソリン税の地方分が主要な税財源となっている。

ここまでは、標準州の特徴を紹介したが、イタリアにおいて5つの特別州は、標準州とは異なる財政的優遇を受けている。この特別州とは、シチリアとサルデニアの2つの島と、バレ・デ・アオスタ、トレンティーノ・アルト・アディージェおよびフリウリ・ベネチア・ジュリアのような国境周辺地域の5つからなる。

これら特別州の特徴として、まず主要財源が国税からの配分であることが挙げられる。シチリアではそこでの国税全額が州政府の歳入となっている。他の特別州の国税配分は、バレ・デ・アオスタとトレンティーノ・アルト・アディージェの 90%、サルデニアの 70%、フリウリ・ベネチア・ジュリアの 50%となっている。

さらに、特別州では、標準州と比較して、共同税の税率が高く、さらに州税の課税標準も異なっている。このような優遇措置の結果、これら特別州の人口あたり歳出は標準州よりも高い水準になっている。

第2節 県・コムーネの財政制度

イタリアにおいて、103 の県と約 8,300 のコムーネがある。そのうちコムーネ財政の役割と規模は、その人口規模に応じて異なっている。なぜならば、イタリア人の 50% は人口 3 万人以下の町に住んでおり、コムーネの規模は数百人の町から百万人超の大都市コムーネまでの多様な形態をとっているからである。ここでは、個別コムーネの状況を示すのではなく、標準的コムーネの財政について紹介する。

まず、コムーネ財政の機能は、地方警察、公衆衛生、社会福祉、ゴミ収集、街路整備、コムーネ計画、コムーネ交通、商業規制、電気・ガス供給、公園整備、義務教育施設管理が挙げられる。これらはコムーネの公共財供給全般にわたっている。

次に、コムーネ税の項目を示したものが表 2 である。2004 年におけるコムーネ税収の構成は、固定資産税 64.5%、コムーネ個人所得税 3.7%、電力消費税 3.7%であった³。これらコムーネ税項目のうち、固定資産税は 1993 年、コムーネ個人所得税は 2002 年にそれぞれ導入された。

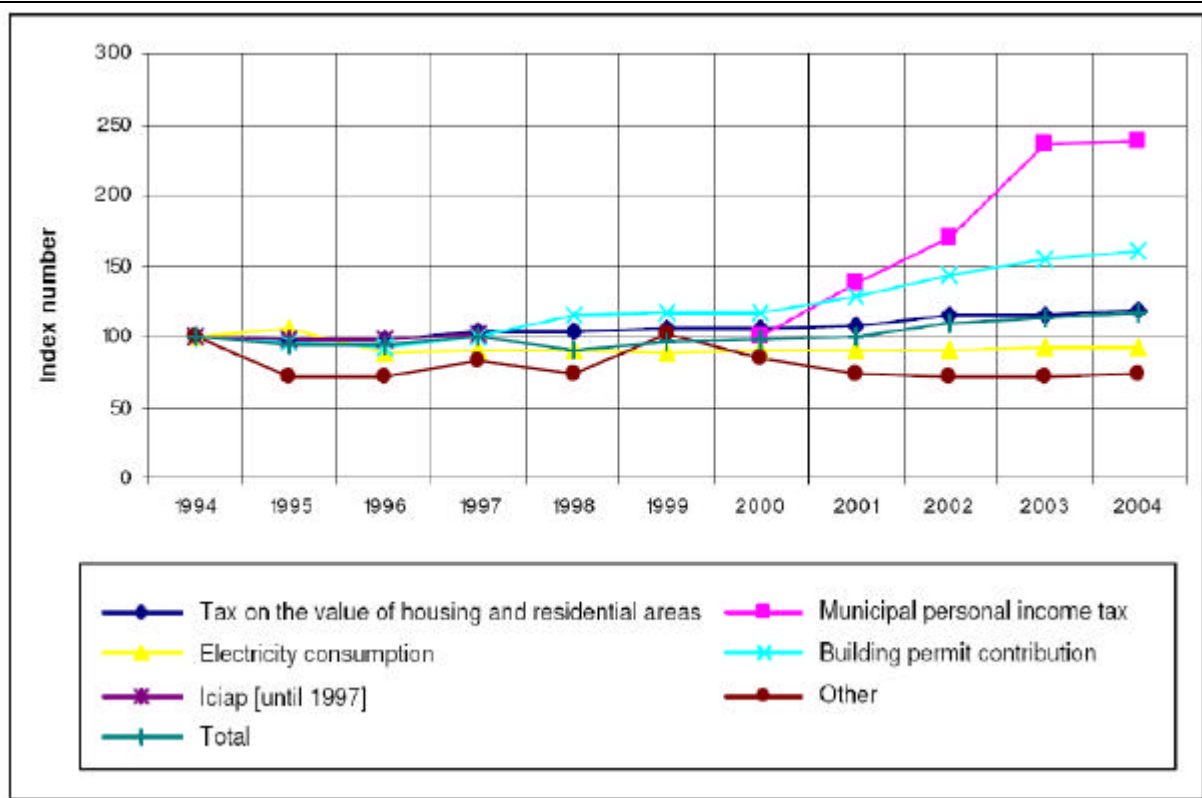
表 2 コムーネの税源項目

固定資産税	資産価値への課税 税率 4% ~ 7%
コムーネ個人所得税	国税の個人所得税との共同税 税率 6.5%
電力消費税	国税との共同税
その他歳入	ゴミ処理税、公有地使用税、広告税、建築許可料

90 年代以降のコムーネ自主財源の拡充によって、コムーネ税収は 2000 年代から増加していった。1994 年から 2004 年までに税収総額は 17% 増加した。2000 年までコムーネ税収は安定的であったが、2001 年から増加傾向にある。この傾向を示したものが図 5 である。その原因としてはコムーネ個人所得税の導入のためである。さらに、地方財政への安定・成長協定の実行によって、徴税努力が改善したためである。この点については次章でもう一度取り上げる。

³ この数値の出所は Rizzo(2006)による。

図5 コムーネ税収の推移(1994年=100)



出所：Rizzo(2006)から引用

次に県財政を取り上げよう。イタリアにおける県の機能はコムーネの上位行政機関というより、その補完的機関であるといえる。一般的な県の機能は、廃棄物収集、県道整備、山岳部交通、および大気・水質汚染管理などである。また、小規模コムーネに代わって公共サービスを供給する場合がある。ただし、近年、国や州からの権限移譲により医療・福祉の分野にもその活動が広がっている。

県の主要税財源は以下のとおりである。

表3 県の主要税項目

県個人所得税	国税の個人所得税の1%
自動車保険料税	自動車保険料が課税標準
自動車登録税	
電力消費税	国税との共同税
その他歳入	建築許可料、コムーネ負担金

ここで取り上げた県税項目のうち、自動車保険料税は1998年、県所得税は2003年にそれぞれ導入された。しかしこれらの税項目は、それまで国からの補助金と代替的に導入されたものである。したがって、県歳出自体は大きな変化はない。また、県の税項目はコムーネと比較して少なく、財政規模も小さい。そして、その役割もコムーネで供給されない地方公共サービスに限定されている。

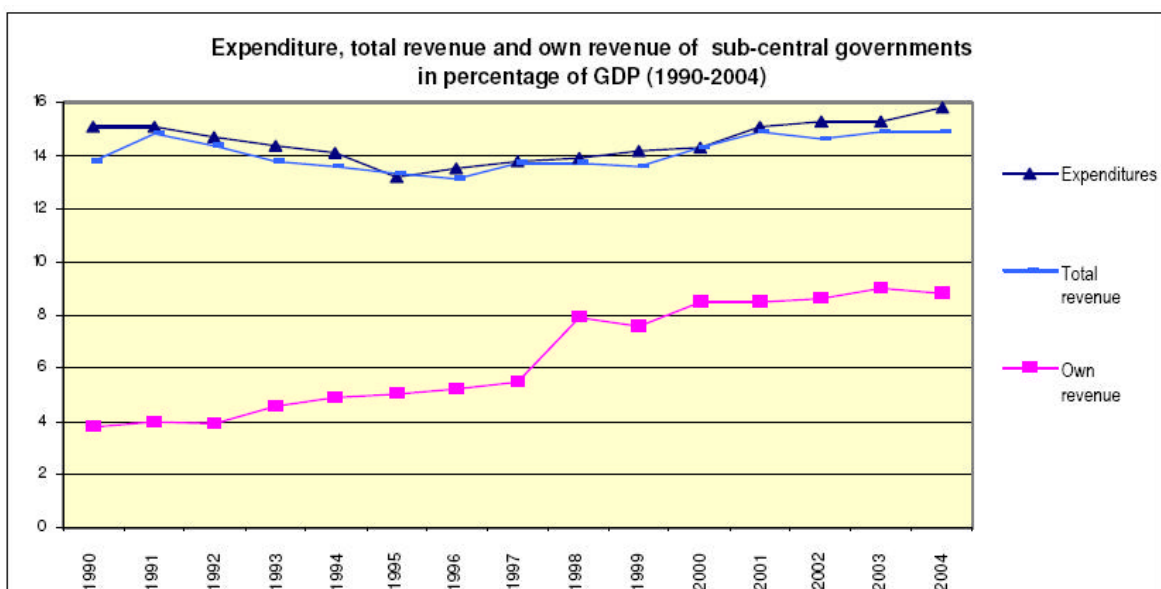
第3節 県・コムーネ財政の推移

さて、先に示したように、県・コムーネともに90年代後半に新たな税項目が導入された。そのことは、県・コムーネの自主財源を拡大させたが、同時に国からの移転が減少した。その結果、それまでの歳出を基準に税源移譲が行われたために、県・コムーネの歳出は安定的に推移した。他方、1998年以降、税源移譲により自主財源は大きく変化した。

このような税源移譲に伴い、地方の財政説明責任の強化が図られた。また、地方財政への安定・成長協定の適用によって、地方負債への規制もルール化された。そのために、税源移譲以前と以後の歳入・歳出ギャップはほとんど変化を示さなかった。

以上のように、イタリアにおける地方財政は、90年代後半から地方の自主財源拡充による分権化が進められてきた。ただし、日本の地方財政と比較して、その規模と範囲は小さく分権の程度も限定的である。そして現在はその分権過程の移行期にあたり、今後の展開に注意する必要がある。そこで次章では、このイタリアの地方分権における最近の議論を整理し、今後の動向について検討する。

図6 県・コムーネ財政の推移



Source: IRPET – ISAE, 2005.

出所：Rizzo(2006)から引用

第5章 イタリアの地方分権過程

ここまでは、90年代からのイタリア地方財政の動向を紹介した。そして、90年代前半までは中央政府主導型の地方財政であったものが、後半期から地方の自主財源拡充による地方分権化が進展したことがわかった。

イタリアのこのような地方分権の流れはまだ新しく、2001年の憲法改正によりその流れは加速的に移行しているといわれている。そこで、本章ではこのイタリアにおける地方分権過程を概観し、その改革の原因と今後の課題について議論したい。

第1節 地方分権の契機

1990年代以前において、イタリアの地方政府の機能は中央政府の関与によって規定され、その財源は国からの移転に強く依存していた。しかし、1990年代に入り財政の赤字が恒常化するとともに国債残高がGDP比で約1.6倍にまで膨張し、1992年にはGDP比10%を超える財政赤字を生み、財政危機を招く結果となった。さらに、EUの財政安定・成長協定による財政赤字比率（3%ルール）を1999年までに達成する必要に迫られた。

この財政赤字と財政危機はイタリアの経済成長の足かせであり、ヨーロッパでのイタリアの地位確保を困難にするばかりか、EUの統一化への障害となりEU加盟国からの非難と協定の国際公約を履行する強い圧力が加わった。この問題を解消するために、中央・地方の財政支出は、財政危機以後2000年まで縮小の一途をたどった。そして1999年には、財政赤字をほぼ解消しイタリアの奇跡とまで言われた。

この期間、国から地方への移転も削減されるとともに、地方の独自税目の創設と国税の共同税化による自主財源確保が図られた。それは、これまでの国主導の地方財政運営から、地方自立型運営への移行の始まりとなった。その結果、州政府への権限移譲が進められたとともに、国・地方の相対的歳出規模にも変化をもたらした。そして、州政府の意思決定と役割の範囲は以前と比べて拡大してきた。

第2節 地方分権の強化

このような一連の動向の結果として、2001年において憲法改正が行われた。それまで州政府の役割と権限は曖昧であったものが、地域産業と社会扶助に関する州への権限移譲と、医療・交通・教育についての国と州の共同的役割が規定された。

この権限移譲による地方の財政需要の増加に対応するために、新たな資金調達が必要となった。そのために、2001年改正では地方財源に関する改正が行われ、以下のことが規定された。

- (1) 地方税の自立性、税率と課税標準の独自の決定権保障。
- (2) 国税とのレベニュー・シェアリング。
- (3) 人口当たり財政力を均等化する一般補助金

この憲法改正をうけ、地方分権の議論は活発化した。上記の地方財政改革の内容はいまだに制度化されていない。その課題として、第一に、どのような種類の租税を

各地方レベルに割り当てるべきであるかということが挙げられる。これは、公共選択的側面と租税理論的問題を含み複雑になっている。まず、租税項目の範囲と規模を決定する際、国と地方の権限競争の手段となり、また、地域間での経済格差を抱えるイタリアでは租税項目の選択自身が政治的対立を大きくする可能性があり、問題を複雑にしている。さらに、地方への課税自主権の拡大は、租税競争を含む資源配分の非効率を生み出す可能性があり、地方税の種類を選択はこの意味でも重要である。

第二に、どのようにして国税の共同税化を決定するかという問題がある。この場合、州政府に対する権限移譲に伴い、州財政の安定性確保が目的である。しかし、州政府への監視機能と財政責任を貫徹するための制度設計が必要であり、現時点では未整備のままである。したがって、国税の共同税化は一部実現しているが、上記の権限移譲に対応するには不十分である。

第三に、どれだけ財政力を均等化すればよいのかという問題がある。イタリアの所得に関する地域格差は、最上位地域と最下位部地域で約4倍あるといわれている。そのような所得分配のもとで地方に課税自主権が与えられた場合、地域間の財政格差も同様に大きくなるのが容易に想像できる。実際、下位地域の財政依存度は高く、分権後の地域格差拡大が懸念されている。

このような問題に対する制度設計が、2001年以後議論され、さらに2005年の地方財政特別委員会の課題となった。

第3節 分権化の制度設計と課題

国から地方への分権化に伴い、国・地方全体の財政に対する地方の地位は当然高まってくる。その状況で、EUの財政安定・成長協定の遵守をどのように維持・達成するかが問題となる。この協定は国・地方全体の財政運営に対する制約条件となっているが、これまでのイタリアの財政運営は中央集権的であったため、国が一定の指導力を発揮できた。たとえば、1998年における地方財政に対する財政健全化ルールは、地方の財政赤字の限度を設定し、もし目標達成できない地域にはその歳出制限措置を適用するというものであった。結果として2004年には、コムーネの89%、県の98%が目標を達成している。したがって、州への権限移譲が行われた場合、このような内部的財政健全化ルールが徹底できるかという疑問が生じている。実際に、州の医療支出は内部ルールを越える状態にある。

しかし、この内部ルールにはいくつかの問題点がある。まず、1998年以降、ルールの内容変更がたびたび行われたことである。このことは制度の信頼度を低下させ、地方財政運営上の不確実性をもたらすことになる。さらに、個別費目ごとに異なる制限ルールを課しているために、全体統合的な財政運営を困難にしているという指摘がある。このような制約のもとでは、地方の個別財政需要と国が課す制約との間にミスマッチを生み出す原因となっている。

次に、地方政府の負債について過度の制限が課せられていることが挙げられる。イタリアのような地域間の経済格差が大きい国では地域の財政力に差があり、そのため

に地域によってその借り入れ能力が異なる。しかし、画一的な負債ルールによって、柔軟な地方財政運営を阻害しているとの指摘がある。さらにこの負債ルールを通して、国が地方歳出に対して過度の介入を行う懸念がある。

地方税制度に対しても、負債ルールと同様の問題がある。これまで、国の減税政策に連動するように、地方税も同様の措置が取られた経緯がある。これは地方税収に対して、国税の減税により地方配分を減少させることで、実質的介入が可能になる。

さらに、2001年改正では、一人当たり地方財政支出を均等化する補助金制度を要求し、また、すべての国民に対する水平的公平、すなわち均等負担と均等便益を保障している。このことは、各地域の社会的・経済的背景が大きく異なるイタリアにおいて、これら2つの目的を同時達成することは困難である。

以上の問題は、地方分権による国と地方の関係を根本的に見直す契機となるが、実行可能な制度設計の困難さを示唆している。

第4節 今後の展開

ここまで挙げた地方分権における地方財政の諸課題は、近年、地方財政特別委員会において検討された。この地方財政特別委員会は、2001年の憲法改正をうけて、2003年4月に設置され、国・地方の財政関係のあり方に関する具体的指針を答申することが目的であった⁴。この委員会は、学識経験者・最高裁判事・地方代表者から構成されている。また、この委員会の下に、法制委員会と技術委員会の下部委員会があり、法制上の課題と制度設計上の課題をまとめる作業を行った。

そして、地方財政特別委員会は、2005年9月29日に、特別委員会報告を発表した。これは、2005年の憲法改正草案と同時期に出された。改正案がこれまでの課題について曖昧であると批判があったため、委員会報告は、憲法改正案の具体的内容を示すものとして、これまでの課題を整理している。ここではその特別委員会報告の要旨を紹介し、今後の展開について検討する。

この地方財政特別委員会報告では、おもに地方財政原理の明示化、各地方レベルの税項目の割り当て、そして地方財政均等化機能に関する指針を提示している。その特徴は以下の通りである。

- 1) 財政便益と課税の対応（便益課税）
- 2) 財政の透明性と効率性（財政説明責任）
- 3) 均衡財政の原則
- 4) 租税特別措置の制限
- 5) 財源の充分性
- 6) 州税と県・コムーネ税の同質性
- 7) 水平的補完性

⁴ 地方財政特別委員会は2002年財政法第289号に基づいて設置された。そして2005年9月にその報告書を首相に提出した。しかし、政府は地方連合の最終承認が得られていないという理由から、最終答申として受理せず、1年間の猶予期間をおくことにした。

- 8) 二重課税の回避
- 9) 各地方政府の機能分担
- 10) 域外課税の禁止(居住地課税)

以上の原則に基づき、この報告書は地方税のあり方と補助金制度のガイドラインを示した。

まず、地方税に関して、便益課税を支持している。そして、税項目は居住地原則と消費地原則による税源を中心となる。さらに国税との共同化も主要財源として位置付けている。結果として、現行の地方税の充実と共同税の地方配分の拡大が示されている。

補助金システムについては、標準経費に基づく補助金配分方式を原則として、地方の生産効率と徴税努力を指標化し、補助金に反映させることを推奨している。そして、国が各地方レベル間の財政力均等化の責務を負うと明文化されている。

以上のように、地方財政特別委員会は、地方分権後の財政のあり方についての原則と指針を与えた。今後は、より具体的な税率設定の範囲、補助金の算定ルールの明確化が焦点となるであろう。そして近い将来にはこれまでの議論を整理した形での制度が構築されるであろう。ただし、すべての課題を解決することは困難であり、その意味で、今後、地方財政制度は各原則の重要性の順序を反映するように設計されるであろう。そして、そのときにまた新たな課題が見出されるであろう。

第6章 まとめ

本稿では、イタリアの地方財政制度について概観し、最近の動向について紹介した。また、1990年代以降の地方分権の課題を検討した。

そして、それまでの中央集権的制度が、徐々に分権的構造に変化してきたことを示した。さらに2001年の憲法改正以後、地方分権の議論が加速的に進展したとともに、そこで発生した論点を整理した。

前章までに示したように、現在のイタリアは分権過程の移行期にあり、さまざまな問題点が整理され、そして部分的な制度調整を重ねている最中である。その意味で、現時点で地方財政の将来像を予測することはほぼ不可能である。しかし、イタリア国民が選択する地方分権の姿は本稿で紹介した課題への回答であり、そして種々の原則の順序付けを表すものである。

したがって、イタリアにおける分権過程を検討することは、わが国の分権化の課題整理と選択の意味を考える上で参考になるであろう。そして、今後考慮すべき課題への対処方法を構築するためにも、イタリアに関心をはらう必要がある。

参考文献

- Alta Commissione di studio per la definizione dei principi generali della finanza pubblica e del sistema tributario, Relazione sull'attività svolta, Roma
- M. Bordignon ? F. Cerniglia (2003), I nuovi rapporti finanziari fra stato ed autonomie locali alla luce della riforma del titolo V della Costituzione, SIEP Working paper n. 207.
- P. Giarda (2005), Decentralization and Intergovernmental fiscal relations in Italy: a review of past and recent trends, Università Cattolica, Quaderni Istituto di Economia e Finanza, n. 63.
- P. Giarda (2003), Quale modello di federalismo fiscale nella nuova Costituzione italiana? (mimeo).
- IRPET- ISAE (2005), La finanza locale in Italia. Rapporto 2005, F. Angeli.
- R. Rizzo (2006), Fiscal federalism in Italy, Trend and Issues, 自治体国際化協会報告資料

付表 地方財政データの推移

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
赤字比率 (赤字 / GDP)	-10.66%	-10.29%	-9.29%	-7.59%	-7.10%	-2.70%	-3.10%	-1.77%	-0.78%	-3.20%	-2.89%	-3.26%	-3.31%
名目 GDP 成長率	***	3.01%	5.77%	8.10%	6.43%	4.46%	4.55%	3.26%	5.28%	4.46%	3.45%	3.20%	3.87%
対 GDP 税收比率	27.97%	28.80%	26.91%	27.50%	27.51%	29.30%	30.22%	30.40%	29.85%	29.68%	29.23%	29.66%	28.87%
対 GDP 歳出比率	56.69%	57.69%	54.56%	53.40%	53.19%	51.06%	49.92%	48.89%	46.99%	49.22%	48.50%	49.37%	48.63%
対 GDP 税收比率 (中央政府)	25.64%	25.89%	23.65%	24.29%	24.03%	25.76%	24.47%	25.00%	23.69%	23.33%	22.68%	22.81%	22.24%
対 GDP 税收比率 (地方政府)	2.33%	2.91%	3.25%	3.20%	3.48%	3.54%	5.75%	5.39%	6.16%	6.35%	6.55%	6.85%	6.63%
対 GDP 移転比率	***	9.65%	9.08%	8.83%	8.31%	8.70%	6.49%	6.71%	6.57%	7.02%	6.60%	6.88%	6.90%
対 GDP 歳出比率 (中央政府)	28.00%	29.04%	26.07%	26.33%	23.81%	20.94%	19.91%	17.79%	26.50%	28.13%	27.40%	27.15%	***
対 GDP 歳出比率 (地方政府)	14.41%	14.09%	13.86%	12.92%	13.30%	13.55%	13.63%	13.86%	14.33%	15.07%	15.26%	15.38%	***
地方政府税收 / 全税收	8.34%	10.12%	12.09%	11.65%	12.65%	12.07%	19.02%	17.75%	20.64%	21.39%	22.40%	23.10%	***
地方政府支出 / 全支出	33.97%	32.67%	34.71%	32.92%	35.83%	39.29%	40.65%	43.79%	35.09%	34.89%	35.78%	36.17%	***